

総務教育常任委員会資料

(平成28年4月21日)

〔 件 名 〕

- ・平成28年熊本地震の被災により鳥取県へ避難された方への住宅支援
について 【財源確保推進課】・・・1

総 務 部

平成28年熊本地震の被災により鳥取県へ避難された方への住宅支援について

平成28年4月21日
住まいまちづくり課
財源確保推進課

平成28年熊本地震により自宅が被災等したことにより鳥取県へ避難された方に対して、次のとおり県営住宅及び県職員住宅を提供することとしたので報告する。

(東日本大震災被災者に対する住宅支援と同じスキーム)

1 対象者

平成28年熊本地震により居住していた住宅が損傷又はインフラの寸断等により、長期にわたり自らの住家に居住できない世帯(者)で、「り災証明書」又は「被災証明書」を取得している世帯(者)とする。

ただし、直ちに「り災証明書」又は「被災証明書」を取得できない世帯(者)については、後日の提出も可とする。

2 入居条件等

(1) 入居期間

原則、入居の日から1年間(更新は個別対応)

(2) 家賃(駐車場代を含む)

全額免除

(3) 敷金・連帯保証人

敷金は全額免除、連帯保証人は不要

(4) 共益費・光熱水費

自己負担

(5) 受付開始日

平成28年4月20日(水)

3 提供する住宅

(1) 県営住宅

・世帯用21戸(東部・中部・西部管内で各7戸ずつ)

(2) 県職員住宅

・単身用1戸(鳥取市内1戸)

・世帯用30戸(即入居可:鳥取市内11戸、境港市内8戸、要準備:鳥取市内11戸)

4 受付相談窓口

生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課(県職員住宅も含めて一元的に受付)

・電話:0857-26-7411

・受付:平日午前8時30分から午後5時15分まで

※県の被災者受入支援総合相談窓口でも相談に対応。

元気づくり総本部元気づくり推進局とっとり暮らし支援課

・電話:0857-26-8740

・受付:午前8時30分から午後5時15分まで、土日も対応可能

5 その他

(1) 県内市町村の対応状況(4月20日午前9時現在)

・鳥取市5戸、米子市3戸、琴浦町10戸、江府町2戸、日野町1戸の市・町営住宅等の提供を検討中。

・その他の市町村においても提供を検討中。

(2) 中国各県の対応状況(4月20日午前10時現在)

・広島県61戸(4月18日受付開始)、岡山県10戸(4月20日受付開始)、山口県20戸(4月19日受付開始)の県営住宅を提供。

・島根県においても、受入れの方向で検討中。